

介護保険 住宅改修及び福祉用具購入の手引き

（居宅介護支援事業所及び施工業者用）

大田市健康福祉部介護保険課介護保険係

令和6年5月

介護保険住宅改修費支給制度について（概要）

介護保険の要介護・要支援認定を受けた人が、住み慣れた自宅で自立した生活を続けるために、手すりの取り付けや段差解消などの厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行う場合、申請により費用の一部が支給されます。

住宅改修費の支給は償還払いで、9割（8割、7割）相当額が支給されます。

なお、**支給を受けるには、着工前に必ず事前申請が必要です。**

（事前申請の手続きをせずに着工した場合は、支給対象になりません。）

1. 対象要件

- （1）要介護・要支援認定を受けており、認定有効期間内である。
- （2）介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修で、実際に居住している住宅である。
- （3）被保険者が在宅である。

2. 支給限度基準額

- （1）住宅改修費の支給限度基準額は、要介護等状態区分にかかわらず、同一住宅で20万円です。数回に分けて申請することも可能です。

自己負担割合が1割の人は残りの9割の工事費用が保険給付として支給されますので、1人につき18万円となります。（負担割合が2割の人は16万円、3割の人は14万円が上限）

- （2）転居した場合や要介護等状態区分が3段階以上重くなった場合は、例外的に改めて支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給が受けられます。

【3段階リセット】

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、「介護の必要の程度」が3段階以上、上がった場合に、再度、20万円まで支給が受けられます。ただし、この取扱いは、同一住宅・同一要介護者について1回が限度です。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援 又は 経過的要介護（旧要支援）

適用パターン

初回の住宅改修着工日の 要介護状態区分	リセットされる場合の 要介護等状態区分
要支援 1 又は 経過的要介護（旧要支援）	要介護 3 以上
要支援 2 又は 要介護 1	要介護 4 以上
要介護 2	要介護 5

【転居リセット】

転居した場合は、前住所地で住宅改修を行っていても、転居先で新たに 20 万円を支給限度額として利用できます。

また、3 段階リセットの例外は、転居後の住宅において初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分が基準になります。

なお、転居前の住宅に再び戻った場合は、転居前の住宅に係る支給状態が復活します。

3. 住宅改修費の対象となる住宅改修 H11.3.31 告示 95, H12.1.31 老企 34

種 類	想定される内容例
①手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関等への設置 ・形状は二段式、縦付け、横付け等の適切なもの
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差または傾斜の解消
③滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更 浴室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更
④引き戸等への扉の取替え	扉全体の取替え（開き戸の引き戸・アコーディオンカーテンへの取替え）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等 引き戸等の新設（扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合）
⑤洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器（暖房、洗浄機能付等）への取替え 既存の便器の位置や向きの変更 ・暖房等機能のみの付加は対象外

その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修	① 手すりの取付けのための壁の下地補強 ② 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③ 下地の補修や根太の補強または通路面の路盤の整備 ④ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ⑤ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化等を除く）、床材の変更
-------------------------	--

4. 支給方法

【償還払い】

被保険者が住宅改修費用の全額を事業者に支払った後に、保険給付分を大田市から被保険者へ支給します。

【受領委任払い】

被保険者が給付の受け取りを事業者に委任することにより、住宅改修費用の自己負担分を事業者に支払い、残りの保険給付分は大田市から事業者へ支給します。

※ 受領委任払いを利用する事業者は、あらかじめ大田市に登録申請の必要があります。

5. 申請に必要な書類

【事前申請】

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認申請書兼支給申請書
(様式第1号)

- ・申請者欄は、被保険者の氏名、住所を記入してください。

※署名の場合は、押印不要です。

- ・「償還払い」は、被保険者の口座をご記入ください。

※被保険者以外の場合は、別途「委任状」が必要です。

(2) 住宅改修が必要な理由書(様式1-1)

※押印は不要です。

(3) 住宅改修工事内訳書

工事種別ごとの材料費及び工賃等の明細が分かるもの。

(4) 改修箇所の改修前の写真

工事種別ごとに撮影日の入ったもの。

(5) 住宅改修にかかる平面図

改修箇所ごとの完成予定の状態の分かるもの。

(例：段差解消の場合は、段差の高さを記載してください。)

(6) 住宅所有者の改修の承諾書

①賃貸住宅の場合

- ・住宅改修の承諾についてのお願ひ（様式第1-2）

②大田市の市営住宅を改修する場合

- ・都市計画課が発行する「市営住宅模様替承認通知書」

③所有者が被保険者以外の場合

・住宅改修の承諾書（様式第1－3）

・住宅所有者の欄は、署名が必要です。

（所有者が死亡している場合は、納税義務者を所有者とみなします。）

（7）介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払に係る委任状

※受領委任払いの場合に必要です。（様式第2号）

（8）留意点

・事前申請承認後に、工事内容に変更が生じたり、入院等により工事が保留となる場合は、必ず事前連絡をしてください。

（事前連絡がない場合は、支給対象にならないことがあります。）

・工事内容が大きく変更する場合は、新たに申請が必要です。

・工事が中止となった場合は、「取り下げ書」（任意様式）を提出してください。

・事前申請書受付日から事前承認までに時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請をお願いします。

【事後申請】

（1）工事費内訳書

（2）領収書（原本）

・大田市の受付印は廃止します。原本はコピー後にお返しします。

・領収書の宛名は、被保険者名とし、住宅改修が分かる内容を記載してください。

・施工業者名、押印があるものを提出してください。

・工事費用の計算では、利用者負担分を1円未満切り上げ、事業者負担分を1円未満切り捨てとしてください。

（3）改修箇所の改修後の写真

・撮影日のわかるもので改修前と同じ角度で撮影したもの。

（段差解消で式台等の設置の場合は、金具等で固定されている部分の写真が必要です。）

6. 「入院中」「施設入所中」「認定申請中」等の住宅改修について

住宅改修は、在宅であることを原則としていますが、退院（退所）後に自宅での生活を行うために、事前に住宅改修を行う必要がある場合は、事前申請ができます。

このような場合は、退院（退所）後に支給することになりますので、退院（退所）をお知らせください。

また、認定申請中の場合も事前申請し、住宅改修を行うことはできますが住宅改修費は認定結果が出た後に支給されます。

なお、退院（退所）ができなかった時や死亡により、認定が「非該当」となった等、介護保険の住宅改修の対象とならない場合は、全額自己負担となりますので、被保険者及び被保険者の家族へ、必ず事前の説明を行ってください。

7. その他留意点

(1) 同一世帯に複数の被保険者がいる場合

住宅改修費は、被保険者ごとに支給申請が可能です。同時に工事を行う場合は、住宅改修の箇所が重複しないようにしてください。

なお、共用室の住宅改修を行う場合は、どちらか一方が申請を行ってください。

(2) 支給対象外の工事を併せて行う場合

保険対象部分の抽出、按分等により、支給対象となる費用を算出してください。

(3) 被保険者が工事中途中で死亡された場合

生存中に着工していた場合は、死亡された時点までの工事が支給の対象です。死亡後の工事については対象外です。この場合、被保険者が死亡された時点での工事の進捗及び工事費が積算できる場合のみ支給の対象となります。

8. 受領委任払い事業者の登録について

【登録要件】

- (1) 大田市が実施する住宅改修費の支給及び受領委任払いに係る取扱いについて説明を受けている。
- (2) 事業者及び事業者の代表者が大田市税等を滞納していない。
- (3) 住宅改修費の対象となる工事の実績がある。

【登録申請書類】

大田市ホームページに掲載しています。

- (1) 大田市居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払取扱事業者登録申請書(様式第3号)
- (2) 大田市居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払取扱に係る誓約書(様式第4号)
- (3) 事業者及び事業者の代表者に大田市税等の滞納がないことの証明書

【大田市介護保険(住宅改修費・福祉用具購入費)受領委任払取扱事業者一覧表】

登録事業所を大田市ホームページに掲載しています。

介護保険福祉用具購入費支給制度について（概要）

介護保険の要介護・要支援認定を受けた人が、都道府県知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業者から入浴や排泄に用いる厚生労働大臣が定める一定の福祉用具を購入した場合、申請により費用の一部が支給されます。

福祉用具購入費の支給は償還払いで、購入費の9割（8割、7割）相当額が支給されます。

1. 対象要件

- （1）要介護・要支援認定を受けており、認定有効期間内である。
- （2）被保険者が居住している住宅で使用するものとする。

2. 支給限度基準額

- （1）福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度（4月1日～翌年3月31日まで）で10万円です。

要介護から要支援への変更認定を受けた場合でも、同一年度の合計支給額は10万円の9割（8割、7割）相当額を超えることはできません。

- （2）大田市では、原則として同一種目かつ同一用途のものは再購入できません。

購入前に、過去に介護保険給付を受けているかどうかをご確認ください。

ただし、以下の3つのいずれかに該当しており、市が必要と認めたときは、再度支給されることがあります。

- 1. 以前購入した福祉用具が破損した場合
（破損の状況がわかる写真を添付してください。）
- 2. 利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合
（2ページ 住宅改修費の【3段階リセット】を参照してください。）
- 3. その他特別の事情がある場合（例：災害による紛失等）

再購入を希望される場合は、大田市ホームページに掲載の確認書に必要事項を記入のうえ、提出してください。提出がなく購入された場合は、支給対象外となりますので、ご注意ください。承認がおりましたら、福祉用具購入費支給に係る手続きを進めてください。

3. 福祉用具購入費の対象用具（特定福祉用具） H11.3.31 告示 95, H12.1.31 老企 34

種 目	機能または構造等
腰掛便座	次のいずれかに該当するもの ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの （腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む） ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③ 電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器 （水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。設置に要する費用は給付の対象外）

自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するものおよび専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く）
入浴補助用具	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの ① 入浴用椅子（座面の高さが概ね 35 センチメートル以上のものまたはリクライニング機能を有するもの） ② 浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの） ③ 浴槽内椅子（浴槽内に置いて利用できるもの） ④ 入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にできるもの） ⑤ 浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図るもの） ⑥ 浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの） ⑦ 入浴用介助ベルト（居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助できるもの）
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含み、居室において必要があれば入浴が可能なもの）で、取水または排水のために工事を伴わないもの
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。 <u>専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。</u>
スロープ （貸与との選択制） 【※ 5（4）参照】	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く ※取付けに工事を伴う場合、住宅改修の対象になる
歩行器 （貸与との選択制） 【※ 5（4）参照】	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く
歩行補助つえ （貸与との選択制） 【※ 5（4）参照】	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る

4. 支給方法

【償還払い】

被保険者が購入費用の全額を事業者に支払った後に、保険給付分を大田市から被保険者へ支給します。

【受領委任払い】

被保険者が給付の受け取りを事業者に委任することにより、購入費用の自己負担分を事業者に支払い、残りの保険給付分は大田市から事業者へ支給します。

※ 受領委任払いを利用する事業者は、あらかじめ大田市に登録申請の必要があります。

5. 申請に必要な書類

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式第1号）

- ・ 申請者欄は、被保険者の氏名、住所を記入してください。

※署名の場合は、押印不要です。

- ・ 「償還払い」は、被保険者の口座をご記入ください。

※被保険者以外の場合は、別途「委任状」が必要です。

- ・ 福祉用具が必要な理由の記入について

ケアマネジャーの理由を必要としていた福祉用具の「腰掛便座」「自動排泄処理装置の交換可能部品」「移動用リフトのつり具の部分」の理由書は不要です。

(2) 領収書（原本）

大田市の受付印は廃止します。原本はコピー後にお返しします。

- ・ 領収書の宛名は被保険者名とし、福祉用具購入が分かる内容を記載してください。

- ・ 事業者名、押印があるものを提出してください。

- ・ 購入費用の計算では、利用者負担分を1円未満切り上げ、事業者負担分を1円未満切り捨てとしてください。

(3) 購入する福祉用具のカタログの写し

※(4) 福祉用具支援計画の写し

【令和6年4月1日改正】スロープ・歩行器・歩行補助つえ(貸与との選択制)

- ・ 貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を福祉用具支援計画等に記録してください。

(5) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払に係る委任状

※受領委任払いの場合に必要です。 (様式第2号)

【(6)、(7) は排泄予測支援機器購入申請時必要書類】

※(6) 医学的な所見の確認ができる書類（いずれか一点）

- ① 介護認定審査における主治医の意見書
- ② サービス担当者会議等における医師の所見
- ③ 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見

④個別に取得した医師の診断書 等

※（７）排泄予測支援機器 確認調書

・なお、申請書や特定福祉用具販売計画等に確認調書と同様の内容が記載してあれば、「排泄予測支援機器 確認調書」の提出は不要です。

6. 「入院中」「施設入所中」「認定申請中」等の購入について

福祉用具購入は、在宅での利用を想定していますので、原則、介護保険での購入としては取り扱いませんが、退院や退所をするにあたり、事前に準備を行う必要がある場合は購入ができます。

このような場合は、退院（退所）後に支給することになりますので、退院（退所）をお知らせください。

また、認定申請中の場合も、福祉用具を購入することはできますが、福祉用具購入費は認定結果が出た後に支給されます。

なお、退院（退所）ができなかった時や死亡により、認定が「非該当」となった等、介護保険の福祉用具購入の対象とならない場合は、全額自己負担となりますので、被保険者及び被保険者の家族へ、必ず事前の説明を行ってください。

7. 受領委任払い事業者の登録について

【登録要件】

- （１）大田市が実施する福祉用具購入費の支給及び受領委任払いに係る取扱いについて説明を受けている。
- （２）事業者及び事業者の代表者が大田市税等を滞納していない。
- （３）福祉用具購入費の対象となる販売の実績がある。

【登録申請書類】

大田市ホームページに掲載しています。

- （１）大田市居宅介護(介護予防)福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録申請書
(様式第3号)
- （２）大田市居宅介護(介護予防)福祉用具購入費受領委任払取扱に係る誓約書
(様式第4号)
- （３）事業者及び事業者の代表者に大田市税等の滞納がないことの証明書

【大田市介護保険(住宅改修費・福祉用具購入費)受領委任払取扱事業者一覧表】

登録事業所を大田市ホームページに掲載しています。